

令和7年度第6回白井市市民参加推進会議

日 時：令和8年3月5日（木）
午前9時30分～午前10時30分
場 所：白井市役所 本庁舎 2階
災害対策室2・3

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
市民参加条例の見直しについて
- 3 その他
- 4 閉 会

白井市市民参加条例の見直しについて

1 前提条件

本資料は、前回資料で掲示したものについてのみ記載しているため、以下の内容については除いています。

- ・字句等簡易なもの
- ・時代にそぐわないもの等、市で前もって検討が必要なもの
- ・署名等による直接請求に関するもの

2 事務局案（現行条文に規定されているもの）

（1）実施機関の拡大に関するもの

①現行条文

（定義）

第2条（略）

（1）～（4）（略）

（5）実施機関 市長、教育委員会及び水道事業をいう。

②事務局案

対象実施機関を拡大する。（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を追記）

③理由

市民参加条例制定時、第6条第1項に規定する具体的な計画及び条例等が存在していなかったため、実施期間から外したが、今後発生する可能性や他市町村の状況を鑑み追記する。（白井市情報公開条例、白井市個人情報保護条例の表記と同様とする。）

(2) 市民参加の対象に関すること

①現行条文

(市民参加の対象)

第6条 (略)

(1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

(5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更

(6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 (略)

②事務局案

ア 憲章、宣言等について：**新設**する。

イ 制度について：**新設しない**。

ウ 大規模な施設の解釈：1億5千万円以上の工事と明記する。

③理由

ア 地方公共団体が定める憲章、宣言等については、一部を除き法的な拘束力があるものではなく、達成すべき「共通の基準」や「目標」を掲げるものであり、**市民に義務を課す又は権利を制限するようなものではないが、議会案件のものについては、**広く市民の意見を取り入れるため新設する。

イ 他市町村の条例に制度を含んでいる団体が県外に多く見られたが、対象となる具体例は通学区域、選挙区域、ゴミの分別等の見直しであり、市民に重大な影響を与えるものではないこと、また、導入することで市民参加の対象が拡大されすぎてしまう懸念があるため新設しない。

ウ 議会の議決を要する案件については、通念上、市民参加を実施するべきであること。他市町村の解釈は概ね5億円又は10億円以上としているが、聞き取りを行ったところ、数字に明確な根拠が見受けられなかったため解釈は**現行のまま**とする。

(3) 市民参加の方法の見直し

①現行条文

(市民参加の方法)

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）

を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

(意見の取扱い)

第8条 (略)

(意見の公表方法)

第9条 (略)

第2節 審議会等

第3節 パブリック・コメント

第4節 アンケート調査

第5節 意見交換会 ※

第6節 ワークショップ ※

第7節 住民投票

第8節 その他の方法

※意見交換会とワークショップについては、位置付けがあいまいになっているところがあり、明確にする必要がある。

②事務局案

現行のままとする。

③理由

以下の理由により現行のままとする。

・市民政策提案手続

他市に確認を取ったところ10年以上提案が無く形骸化していること。

・市民会議

市民が主体的に集まる手法となるため、個別の計画や条例について意見を募集するものではないため、本条項の趣旨にはそぐわないため。

・公聴会

重要事項を決定する際、利害関係者や学識経験者から意見や知識を聴取する方法。審議会でも同様の効果が期待できることは、その他の方法として実施できるので特に明記はしない。

・直接請求以外の署名等

直接請求は地方自治法で規定されているが、その対象にならない署名等による案件については、市民が主体となるものであるため手法には含まない。

(4) 意見の公表方法の見直し

①現行条文

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他効果的に周知できる方法

②事務局案

ア 「(2) 市の広報紙への掲載」は削除する。
イ 図書館への配置を新設する。
ウ 「その他効果的に周知できる方法」については除外する。
第1項の文言を必須とする表現に変更する。

③理由

- ア 広報しろいが月1回の発行となり、紙面上の都合もあることから、必須ではなく推奨とする。
- イ 図書館の立ち位置が曖昧であったため明記する。
- ウ 現行だと第1項の文言では、どれかを行えば良いという表現であるため、必須とする表現に変更する。変更に伴い「その他効果的に周知できる方法」については、必ずしも行う必要はないので除外する。

(5) 審議会等の市民公募委員の選考方法

①現行条文

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないように基準を設け、これを公表しなければならない。

②事務局案

「市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとする。」という内容を新設する。

③理由

公募を実施しても応募がないケースや、参加者の固定化、若年層や女性の参加が少ないことから、多様な市民層の市政への参加を促すことを目的に、登録制度による公募について規定する。

(6) パブリック・コメントの提出期間

①現行条文

第16条 (略)

2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。

②事務局案

提出期間を「2週間以上」から「30日以上」とする。

③理由

行政手続法第39条「意見公募手続」により、30日以上と規定されているため。

(7) 市民参加推進会議の再任規定の変更

①現行条文

第25条 (略)

2～6 (略)

7 委員は、1回に限り再任されることができる。

②事務局案

「識見を有する者」は再任制限を設けないこととする。

③理由

市民については多くの市民に参加いただくこと、継続的な審議等を実施する可能性があることから、現行「再任を1回限り」としている。

識見を有する者については、この意図は当てはまらないため、再任規定をなくすものとする。

3 検討事項（現行条文に規定されていないもの）

（1）無作為抽出公募委員候補者登録制度（以下「登録制度」）の追加

①事務局案

第11条に「市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとする。」を新設する。

②理由

公募を実施しても応募がないケースや、参加者の固定化、若年層や女性の参加が少ないことから、多様な市民層の市政への参加を促すことを目的に、登録制度による公募について規定する。

（2）周知方法の明文化

①事務局案

以下のとおり周知場所について新設する。

- ・市の情報公開コーナー
- ・市の図書館への配置
- ・市の広報紙への掲載
- ・市のホームページへの掲載

②理由

結果公表については、規定されていたが、周知方法についての規定はなく、ガイドライン等で定めていたため、新設する。

なお、表現はすべての方法で行うこととするため、「その他の方法」は記載しない。

（3）SNS を活用した周知、結果公表の明文化

①事務局案

明文化しない。

②理由

他市町村の条例でも規定されている団体がなく、市の公式ではない民間の商用サービスの利用であることから、市で管理できるものではないため、今回は見送りガイドライン等で記載する。

(4) オンライン会議の明文化

①事務局案

明文化しない。

②理由

オンライン会議については、現状ほとんどの審議会で運用されており、条例の規定が無くても特に運用上の問題も起きていないこと、他の市町村でも明文化していないことから**規定しない**

※現状オンラインでの審議会参加は出席扱いとしているが、そのことについての規定がない。審議会の規定については、白井市では総務課で定めるため、市民参加条例での規定には該当しない可能性があるため市内部で検討する必要がある。

(5) オンライン傍聴の明文化

①事務局案

明文化しない。

②理由

他市町村でも条例ではなく要綱等で規定しているため、委員への誹謗中傷、炎上等のリスクを鑑みると**明文化は避ける**。

※導入するのであれば、まずは要綱等による規定で運用を試行し、問題がないようであれば本格運用するほうが無難であると思われる。

千葉県内の市民参加条例等比較

| | 白井市市民参加条例 | 佐倉市市民協働の推進に関する条例 | 四街道市市民参加条例 | 印西市市民参加条例 | 流山市市民参加条例 | 千葉市市民自治によるまちづくり条例 | 浦安市市民参加推進条例 |
|---------|---|---|--|--|--|--|---|
| 施行日 | 平成16年6月29日 | 平成18年9月29日 | 平成29年10月13日改正 | 平成20年3月25日 | 平成24年10月1日 | 令和元年6月27日 | 平成16年3月24日 |
| 目的 | 市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。 | まちづくりの主体となるものの役割及び責任を明らかにするとともに、市民協働を推進するための基本的な事項を定め、もって市民協働による自治運営を推進することを目的とする。 | 市民と市の機関とが情報を共有するとともに、行政活動に市民が参加するための基本的な事項を定めることにより、市民が、公共性及び公益性を踏まえた上で、行政活動に参加する権利を保障し、もって市民自治による暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。 | 市民が市の行政活動に関わるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。 | 流山市自治基本条例の規定に基づき、市民等の市政への参加の手続その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とします。 | 市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図るもって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。 | 市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。 |
| 責務等 | 市の責務、市民の責務 | 市民の役割、市の役割及び責務 | 市民の役割、市の機関の役割 | 市民等の役割、市の役割 | 市の責務 | 市民の役割、町内自治会の役割、市民活動団体の役割、事業者の役割、市の責務 | 市の責務、市民の責務、まちづくり活動団体の責務 |
| 実施機関 | 白井市にある 白井市にない | 市長、教育委員会及び水道事業管理者 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 | 市長、教育委員会 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 | 市長、教育委員会 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 | 市長、教育委員会、水道事業者 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防庁 | 市長、教育委員会 消防長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者 | 市長、教育委員会 消防長、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会 |
| 市民参加の対象 | 白井市にあるもの 白井市にない | (1)基本的な政策を定める計画、個別の施策の基本的な事項を定める計画の策定、変更 (2)次に掲げる条例の制定、改廃 ア 市の基本的な方針を定める条例 イ 市民の生活又は事業活動を制限する条例の制定、改廃 ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例の制定、改廃 (3)その他、特に政策形成過程参加手続を実施することが必要と認められるもの | (1)基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定、変更 (2)基本方針を定める条例の制定、改廃 (3)市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (4)規則で定める大規模な市の施設に定める基本計画等の策定、変更 ※2 (5)市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入、改廃 | (1)基本的な事項を定める計画等の策定、変更 ※3 (2)基本的な方針を定める条例の制定、改廃 (3)市民等の権利義務に関する条例の制定、改廃 (4)市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃 (5)規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定、変更 ※4 (6)その他市民参加を推進するため必要と認められる場合 | (1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定、変更 (2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (3)公共施設の設置に係る計画の策定、変更 (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃 | 次に掲げる施策についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。 (1)市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定、変更 (2)市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 | (1)基本構想、基本計画、市政に関する基本的な計画の策定、改廃 (2)市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設、改廃 (3)市政に関する基本的な方針を定める条例の制定 (4)義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (5)公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定 |
| | 白井市にない | (1)市の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定、改定 (2)市民の生活又は事業活動に大きな影響を及ぼすことが予測される問題等に係る意思決定等 | 四街道市行政手続条例に規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定、改廃 | | 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定、変更 | | |
| 市民参加の方法 | 白井市にある 白井市にない | (1)公募による市民を構成員に含む附属機関等の設置 (2)市民へのアンケートによる調査 (3)市民とのまちづくりに係る意見の交換及び協議を行う会議の開催 (4)市民からの意見の公募 (5)その他、実施機関が適当と認める方法 | (1)意見交換会手続 (2)審議会等手続 (3)その他、市の機関が適当と認める方法 | (1)市民意見公募手続 (2)審議会等手続 | (1)審議会等の開催 (2)パブリックコメント手続 (3)意見交換会の開催 (4)その他の効果的と認められる方法 | (1)パブリックコメント手続の実施 (2)附属機関への付議 (3)ワークショップ | (1)審議会等 (2)ワークショップ |
| | 白井市にない | | (1)意見提出手続 (2)市民会議手続 | (1)市民意向調査手続 (2)市民説明会手続 (3)市民会議手続 | (1)公聴会の開催 (2)政策提案制度 | | (1)市民意見提出手続 |
| 公表の方法 | 白井市にある 白井市にない | (1)情報公開コーナーへの配置 (2)広報紙への掲載 (3)ホームページへの掲載 (4)その他効果的に周知できる方法 | (1)インターネットを利用した閲覧 (2)佐倉市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (3)その他市長が適当と認める方法 | (1)印西市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (2)広報紙への掲載 (3)その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。 | 広報又はホームページ(条例に別に定める場合を除く) | 記載なし | 記載なし |
| | 白井市にない | (1)市長が指定した場所における閲覧又は配布 | | | | | |

千葉県内の市民参加条例等比較

| | 白井市市民参加条例 | 佐倉市市民協働の推進に関する条例 | 四街道市市民参加条例 | 印西市市民参加条例 | 流山市市民参加条例 | 千葉市市民自治によるまちづくり条例 | 浦安市市民参加推進条例 |
|--------|--|---|--|---|--|--|---|
| 委員会の設置 | 市民参加推進会議 (1)調査審議事項 市民参加の推進に係る事項 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・識見を有する者 2人以内 ・市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内 ・市民 5人以内 (4)任期 3年(1回に限り再任) | 市民協働推進委員会 (1)調査審議事項 ・市民協働を推進する施策及び事業に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・公募による市民 ※1 ・市民団体の関係者 ・学識経験を有する者 ・その他市長が必要と認める者 (4)任期 2年(再任可) | 市民参加推進評価委員会 (1)調査審議事項 ・条例の運用状況に関すること。 ・市民参加手続の対象に関すること。 ・市民提案手続に基づく市民提案に関すること。 ・条例に対する市民意見に関すること。 ・この条例の見直しに関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、市民参加に関すること。 (2)委員数 8人以内 (3)委員構成 ・有識者 4人以内 ・公募による市民 4人以内 (4)任期 2年(再任可) | 委員会 (1)調査審議事項 ・条例の運用に関する事項 ・条例及び規則の見直しに関する事項 ・市民提案手続により提出された提案の取扱いに関する事項 ・その他市民参加の推進に関する事項 (2)委員数 15人以内 (3)委員構成 ・公募で選出された市民 ・学識経験者 ・その他市長が必要と認めた者 (4)任期 2年 | 流山市市民参加推進委員会 (1)調査審議事項 ・条例の見直しに関する審議、検討、調査 ・その他、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査 (2)委員数 10人以内 (3)委員構成 ・公募による市民等 ・市内で地域活動を行う団体を代表する者 ・学識経験を有する者 (4)任期 2年 | 推進会議 (1)調査審議事項 ・実施計画の策定に関する事項 ・実施計画の実施状況に関する事項 ・その他、市民自治に関する事項 (2)委員数 12人以内 (3)委員構成 ・公募による市民 ・学識経験者 ・その他、市長が適当と認める者 (4)任期 2年 | 市民参加推進会議 (1)調査審議事項 ・第7条第1項の市民参加推進計画に関する事項 ・市民参加の推進状況に関すること ・その他市民参加の推進に関し必要な事項 (2)委員数 9人以内 (3)委員構成 ・市民 3人 ・まちづくり活動を行う団体の代表者 3人 ・学識経験者 3人 (4)任期 2年 |
| 条例の見直し | 記載なし | 記載なし | 条例が常に社会情勢及び市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、この条例の施行後3年を超えない範囲内において新条例の見直しを行うものとする。 | 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。 | 市長及び議会は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。 | 記載なし | 記載なし |
| 特徴 | 市民参加の方法が多い。 | 市民協働という言葉を用いている。 | 市民参加の方法として意見提出手続、市民会議手続がある。 | 市民参加の方法として市民説明会手続、市民会議手続がある。 | 市民参加の方法として公聴会の開催、政策提案制度がある。 | 実施機関が豊富。 | 市民参加推進計画を作成 市民参加の方法として市民意見提出手続がある。 |

※1 公募による市民は、その定数の10分の3以上となるよう努めなければならない。

※2 その設置に係る事業費がおおむね5億円以上の市の建築物とする。

※3 基本構想、基本計画及び各分野において基本的な事項を定めるおおむね5年以上の期間を計画期間とする計画等

※4 事業費(用地取得費を除く。)がおおむね5億円以上の施設

| | | 八王子市市民参加条例（東京都） | 大和市民参加推進条例（神奈川県） | 春日部市市民参加推進条例（埼玉県） | 和光市市民参加条例（埼玉県） | 坂戸市市民参加条例（埼玉県） | 岩倉市市民参加条例（愛知県） | 明石市市民参画条例（兵庫県） |
|---------|--------|--|--|---|--|---|---|---|
| 施行日 | | 平成20年3月28日 | 平成19年10月1日 | 平成15年10月3日 | 平成15年10月3日 | 令和4年12月20日改正 | 平成28年4月1日 | 令和5年4月1日 |
| 目的 | | 市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。 | 大和市民参加基本条例の規定に基づき、市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより自治の進展に資することを目的とする。 | 市民参加の推進に関し、基本理念を定め、市民及び市の機関の責務を明らかにするとともに、市民参加の推進に関する基本となる事項を定めることにより、市民と市の機関との協働による暮らしやすい春日部市をつくることを目的とする。 | 市民が市の機関及び市の議会と情報共有し、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とする。 | 地方自治の本旨に基づき、市政運営における市民参加の基本的な事項を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することにより、市民が主役となる自立性の高い地域社会の実現を図り、もって坂戸市を魅力的で生き生きとした住み良いまちをすることを目的とする。 | 岩倉市自治基本条例第10条第4項の規定により、市民及び執行機関における市民参加及び協働に関し基本的な事項を定め、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とします。 | 明石市自治基本条例の目的及び理念に基づき、市民の市政への参画についての手続その他必要な事項を定め、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。 |
| 責務等 | | 市の責務、市民の責務 | 市民の責務、執行機関の責務 | 市民の責務、市の機関の責務 | 市民の役割、市の機関の役割、議会の役割 | 市民の責務、市の責務 | 市民の役割、執行機関の責務、職員 | 市長等の責務、市民等の役割 |
| 実施機関 | 白井市にある | 市長、教育委員会 | 市長、教育委員会 | 市長、水道事業管理者、教育委員会 | 市長、教育委員会、水道事業管理者 | 市長、教育委員会 | 市長、教育委員会 ※8 | 市長、教育委員会 |
| | 白井市にない | 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 | 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 | 消防長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者 | 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 | 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 | 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 | 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員 |
| 市民参加の対象 | 白井市にある | (1)市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4)その他、実施機関が必要と認めるもの | (1)総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 | (1)市の基本構想その他市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 | (1)市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃 (3)規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更 ※6 | (1)市の基本構想及び基本的な事項を定める計画 (2)市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例 (3)市民の公共の用に供される実施機関が定める大規模な施設の設置に係る基本構想等 ※7 (4)その他、実施機関が特に市民参加の手続を実施することが必要と認めるもの | (1)基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (2)総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更 | (1)市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止 (2)市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 (3)広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更 ※7 |
| | 白井市にない | (1)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ） (2)市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更（白井市は条例のみ） | (1)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ） | 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ） | (1)市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等 (2)市民生活に大きな影響を及ぼす制度（白井市は条例のみ） | 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃（白井市は条例のみ） | (1)市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止 (2)その他、市民の生活に大きな影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止（白井市は条例のみ） | |
| 市民参加の方法 | 白井市にある | (1)パブリックコメント手続の実施 (2)審議会等の開催 (3)市民会議の開催 ※1 (4)ワークショップの実施 (5)アンケート調査 | (1)審議会等の設置 (2)意見交換会等の開催 (3)意見公募手続の実施 | (1)審議会等手続 (2)市民意見交換会手続 (3)その他、市の機関が適当と認める手続 | (1)パブリック・コメント手続 (2)審議会等手続 (3)その他、市の機関が適当と認める方法 | (1)審議会等の委員の全部又は一部を公募による市民とし、意見を求める方法 (2)施策の策定等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く市民の意見等を求める方法 (3)市民と実施機関及び市民同士の自由な意見等の交換会（フォーラム） (4)その他、実施機関が適当と認める方法 | (1)審議会等の設置 (2)アンケートの実施 (3)意見交換会等の開催 (4)パブリックコメント手続の実施 ※複数の方法により行うよう努めなければならない。 | (1)意見公募手続審議会等手続 (2)意見公募手続意見交換会手続 (3)ワークショップ手続 (4)その他の市民参画手法 |
| | 白井市にない | (1)公聴会、説明会の開催 ※2 (2)聞き取り調査その他の公聴活動 | 意向調査の実施 | (1)市民意見提出手続 ※3 (2)市民対話説明会手続 ※4 (3)市民政策提案手続 ※5 | (1)市民政策提案手続 ※5 (2)公聴会手続 ※2 | 公募による市民のみで構成され、自主的に運営される会議を設置し、意見等を求める方法 | (1)意見公募手続 ※2 (2)公聴会手続 ※2 (3)政策公募手続 ※5 | |

※1 市民会議 会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。

※2 公聴会 対象事項に関して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市長等が市民等からその意見を聴く手続

※3 市民意見提出手続 対象事項の案について、その趣旨、内容等基本的な事項を広く公表し、市民からの意見の提出を受け、提出された意見に対し考え方を公表する手続をいう。

※4 市民対話説明会手続 対象事項の案を説明して市民と市の機関及び市民同士が議論する手続をいう。

※5 市民政策提案手続・政策公募手続 市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。

※6 大規模な市の施設は、事業費がおおむね5億円以上の市民の利用に供する施設とします。

※7 大規模な施設は、事業費がおおむね10億円以上の施設とする。

※8 岩倉市自治基本条例、岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例で規定

